

令和 6 年度KOSENフォーラム
(KOSENフォーラム 2024) における会場借用
仕 様 書

令和 6 年 6 月

独立行政法人国立高等専門学校機構

1. 件名

令和6年度 KOSEN フォーラム（KOSEN フォーラム2024）における会場借用

2. 目的

令和6年度に国立高等専門学校機構（以下、「高専機構」とする）が実施する令和6年度 KOSEN フォーラム（KOSEN フォーラム2024）に使用する会場を借用するもの。

3. 令和6年度 KOSEN フォーラム（KOSEN フォーラム2024）実施日時

令和6年9月2日（月）9:00～18:00

令和6年9月3日（火）9:00～18:00

令和6年9月4日（水）9:00～17:00

4. 会場の要件

①令和6年度 KOSEN フォーラム（KOSEN フォーラム2024）の特性上、身体的制約を持つ参加者が来訪する可能性があり、交通の利便性を最大限考慮する必要があることから、以下の条件を満たす立地及び建物の作りであること。

- ・東京駅から公共交通機関を利用して30分以内程度であること。
- ・羽田空港から公共交通機関を利用して60分以内程度であること。
- ・建物入口から会場まで階段を使わずともたどり着けること。
- ・建物に車寄せがあること。

②一つの施設内で以下の会場を借用できること。

	室名	収容人数 (全体利用の場合)	分割可能部屋数 (分割後の収容人数の条件を満たす以下の部屋数に分割できること。)	収容人数 (分割した場合の1部屋あたり)
1	メイン会場	200名以上		
2	サブ会場A	160名以上	4部屋以上	40名以上
3	サブ会場B	60名以上	3部屋以上	20名以上
4	サブ会場C	45名以上	3部屋以上	15名以上
5	控室	14名以上		
6	スタッフルーム	10名以上		

※メイン会場はホール形式とすること。

※サブ会場A・B・Cでは、部屋をパーティション区切り、それぞれが密室状態となるようにできること。

※控室には、来賓の控室として利用するためふさわしい調度品(ソファ14人脚以上、ローテーブル1台以上)を準備すること。詳細は機構担当者の指示によるものとする。

- ③サブ会場では、壁または、備品として提供可能なパーティションにマスキングテープなどでポスターを張ることが可能であること。
- ④各会場にネットワーク環境(有線LAN及び無線LAN)が整備されていること。
また、無線LANは開催者だけでなく、参加者側も利用可能であり、ロビーにも開放されていること。
- ⑤各会場に下記の物品が併設、共用備品として貸出または持ち込み可であること。
 - ・プロジェクター及びスクリーン
(利用するにあたり必要な機材(ケーブル等)も準備すること)
 - ・マイクやスピーカー等の一般的な音声拡張装置・延長電源コード(全会場合わせて10本以上用意すること)
- ⑥9月2日、9月3日は原状復帰を必要としないこと。
また、サブ会場A・B・Cにおいては、高専機構から事前の希望があった場合は、日単位で、会場側のスタッフがパーティションの区切りを変更できること。
- ⑦事前に郵送物の受け入れが可能であること。受け取った郵便物は鍵のかかる場所に保管できること。

5. 第三者委託の制限

本業務全体を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委託または請け負わせる場合は、事前に高専機構から書面での承認を得ること。なお、その場合の再委託先にも請負者と同様の要件を求める。

6. 機密保持

- ①受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- ②受注により知り得た情報については、契約期間はもとより、契約終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ③正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に高専機構の承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- ④高専機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて高専機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあつても使用終了後はその複製を高専機構に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

7. 損害賠償

請負者が本契約に違反して、高専機構が損害を被った場合には、高専機構は請負者に対して損害賠償を請求し、かつ、高専機構が適当と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

8. その他

- ①本調達の履行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い高専機構と交わす契約書に定めのない事項については、高専機構及び請負者の双方で協議の上決定すること。それにより追加借料等が発生する場合は、高専機構本部財務課契約係を通して発注するので、請負者はそれ以外の者からの発注や依頼を受け付けないこと。
- ②請負者の故意又は過失により損害が発生した場合は、請負者の責により原状復帰すること。